

第 54 回 盛岡市玉山区地域協議会 議 事 録

盛岡市玉山区地域協議会

第 54 回盛岡市玉山区地域協議会

日 時 平成 26 年 7 月 30 日 (水)
13 時 30 分 から
場 所 玉山総合事務所 3 階 大会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議事録署名員の選出

5 議 事

(1) 報 告

報告第 1 号 一級河川松川の災害復旧計画に係る説明について

(説明者：岩手県県土整備部河川課 上澤河川海岸担当課長)

報告第 2 号 玉山区に係る地区計画及び組合施行土地区画整理事業の見直しについて

(説明者：藤島都市整備部長)

報告第 3 号 渋民運動公園整備事業について

(説明者：沼田市民部次長)

(2) 審 議

ア 諮問事項

なし

イ 自主的審議事項

審議第 1 号 意見書「I G R 下田駅設置事業について」の提出について

審議第 2 号 意見書「歴史民俗資料館建設事業と石川啄木記念館について」の提出について

審議第 3 号 委員提案事項について

(案件名：新市建設計画における未着手事業の方向性について)

6 その 他

7 閉 会

盛岡市玉山区地域協議会 委員名簿

任期：平成26年2月13日～平成28年2月12日

	氏 名	所 属 団 体 等
会長	竹 田 孝 男	新岩手農業協同組合正組合員
副会長	村 山 美 栄 子	盛岡市青少年問題協議会委員
委員	岩 崎 隆	元全国農協青年組織協議会副会長
委員	太 田 司	盛岡市P T A連合会副会長
委員	駒 井 元	盛岡市環境審議会委員
委員	齋 藤 勲	盛岡市民生児童委員連絡協議会運営委員
委員	櫻 輝 夫	公募委員
委員	佐々木 由勝	玉山区自治会連絡協議会会長
委員	竹 田 か づ 子	玉山区女性団体協議会会長
委員	玉 山 麻 美	公募委員
委員	千 葉 進	盛岡商工会議所玉山地域運営協議会会長
委員	廣 内 久 行	盛岡市社会福祉協議会評議員
委員	米 田 二 郎	元市議会議員
委員	皆 川 ミ エ 子	盛岡市上下水道事業経営審議会委員
委員	湊 房 子	人権擁護委員

本議事録が正確であることを証し，下記に署名する。

平成26年9月25日

議事録署名員

千葉 進



平成26年9月25日

議事録署名員

玉山 麻美



議 事 録

○ 会議概要

1 会議名

第54回盛岡市玉山区地域協議会

2 開催日時

平成26年7月30日（水） 13時30分から16時12分

3 開催場所

玉山総合事務所 3階 大会議室

4 出席者（39名）

委員：竹田孝男 委員（会長）

（14名） 岩崎隆 委員，太田司 委員，駒井元 委員，齋藤勲 委員，櫻輝夫 委員
佐々木由勝 委員，竹田かづ子 委員，玉山麻美 委員，千葉進 委員
廣内久行 委員，米田二郎 委員，皆川ミエ子 委員，湊房子 委員
（欠席者 村山美栄子 委員）

市側出席者：福田玉山区長，小原事務長

（25名） （岩手県県土整備部）上澤河川課河川海岸担当課長，吉田河川課主査
小田島河川課主任
（岩手県盛岡広域振興局土木部）菊池技術主幹兼河川砂防課長
中野河川砂防課河川砂防チーム総括主査
遠藤河川砂防課都市河川チーム総括主査
（建設部）竹田河川課長，伊藤河川課主幹兼課長補佐
小平河川課副主幹兼河川係長
（都市整備部）藤島部長，宮田参事兼市街地整備課長，丹治都市計画課長
吉田都市計画課副主幹兼土地利用計画係長
渡辺都市計画課主任
（市民部）沼田次長，高橋スポーツ推進課長
山内スポーツ推進課副主幹兼施設整備係長
泉山スポーツ推進課主事
（玉山総合事務所）佐々木企画調整監兼総務課長，村山参事兼税務住民課長
大澤参事兼産業振興課長
櫻庭税務住民課主幹兼課長補佐，佐藤健康福祉課長
泉館産業振興課主幹兼主任主査，水澤建設課長
（教育委員会）本山学務教職員課主幹兼玉山給食センター所長
（農業委員会事務局玉山分室）畠山主幹
事務局（玉山総務課）：佐々木主幹兼課長補佐，千葉主査，吉田主査

加藤主任

5 傍聴者 竹田浩久市議, 佐藤千賀夫市議, 高橋和夫市議
マスコミ取材3社 盛岡タイムス, 産経新聞, 岩手日報社

○ 会議内容

1 開会

(小原事務長) 大変お待たせをいたしました。本日は大変ご苦労さまでございます。ただいまから第54回盛岡市玉山区地域協議会を開会をいたします。

本会は、委員総数の半数以上で会議が成立するという規定になってございますけれども、委員15名中、本日ご欠席の連絡がございました村山委員さんを除いて全員がもう既におそろいでございますので、本日の会議は成立しているということで、ここでご報告を申し上げます。

2 会長あいさつ

(小原事務長) それでは、竹田会長のほうからご挨拶を頂戴いたします。お願いいたします。

(竹田会長) ご苦労さまでございます。第54回玉山区地域協議会のご案内を申し上げましたところ、委員の皆様方それぞれお忙しい中ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

さて、今月もあすで最後となりますが、上旬に、ことし初めて日本に上陸した台風も被害がなくて大変よかったなというふうに思っております。しかし、台風のシーズンはこれからでございますので、常日ごろから我々も防災意識を高めていかなければならないものだと考えておるところでございます。

また、7月17、18日に愛知県豊岡市、それから岐阜市柳津町におきまして当協議会の視察研修を実施いたしました。豊田市では、地域協議会が取り組むわくわく事業などの各種施策につきまして、また柳津町につきましては地域協議会の活動状況を中心に研修、意見交換をさせていただきました。両事例ともそれぞれ独自の地域課題、地域特性に応じて特徴のある施策を推進されており、私どもの今後の活動におきまして参考になる研修であったと思っております。なお、このことにつきましては、後日報告書という形で皆様方にお示し申し上げたいと考えております。

本日の協議会の議題でございますが、ご案内申し上げますとおり、報告3件、自主的審議事項といたしまして3件を予定しております。委員の皆様方からはご忌憚のないご意見をお願い申し上げますと同時に、議事のスムーズな進行についてお願いを申し上げます。開会に当たってのご挨拶といたします。よろしく願い申し上げます。

(小原事務長) ありがとうございます。

3 区長あいさつ

(小原事務長) 続きまして、福田区長よりご挨拶を申し上げます。

(福田区長) ご苦労さまでございます。開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

今会長さんからもお話がございましたとおり、今月も残すところきょうあすになったわけでございます。今週につきましては、我々東北地方にも梅雨明けが宣言されたわけでございます、ごらんのとおりに連日猛暑が続いておるわけでございます。そういう中におきまして、皆様方にもお忙しいところ、本日の第54回の盛岡市玉山区地域協議会にご出席をいただきました。心から御礼を申し上げる次第でございます。

今月といたしますか、本年はいろんな災害等があったわけでございますが、特にも月初めにありました台風等も大きく報道されたわけでございますが、また大きな被害をこうむるような大雨になるのかなと非常に心配されたわけでございますけれども、そんなことはなく、まず安堵いたしましたところでございます。そういう部分を捉えながらも、非常に我々地域全体で今の気象につきまして不安要素を抱えながら毎日を過ごしておるといようなところでございます。

さて、今月は17、18日におきましては、委員の方々10名が参加されまして、愛知県豊田市、あるいは岐阜市を視察研修されたところでございます、大変お疲れさまでございました。豊田市におきましては、地域協議会が主体的に取り組む各種施策について、岐阜市では当玉山区と同じ形態の地域自治区である柳津町の状況について研修されたと同ってでございます。我々地域におきましても、来年度に控える玉山区の設置期限に向けた今後の玉山地域のあり方等につきましても本協議会では地域自治区制度検討会を設けておるわけでございますが、その中でも熱心にご審議をさせていただいておるところでございます。そういう面を捉えながらも、今回の研修の成果が今後の活動に反映されますようにご期待を申し上げたいと思うわけでございます。

本日もご提案申し上げることにつきまして、報告事項については3件、自主的審議事項として3件についてご協議をいただくわけでございますが、皆さんの活発なご意見をいただきながら、きょうの会議を進めていただければと、こう思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、簡単粗辞でございますけれども、開会に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

4 議事録署名員の選出

(小原事務長) 次に、次第の4、議事録署名員の選出でございますけれども、ここからは竹田会長に議長をお務めいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いをいたします。

(竹田会長) それでは、議事録署名員の選出でございますけれども、慣例によりまして私からご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」 の声)

(竹田会長) 異議なしの声でございます。それではお願いをいたしますが、玉山麻美委員、それから千葉進委員、このご両名をお願いいたします。

5 議 事

(1) 報 告

(竹田会長) 続きまして、議事に入らせていただきます。

なお、議事につきましては会議は公開といたしますので、これまたよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、報告の第1号といたしまして「一級河川松川の災害復旧計画に係る説明について」を議題といたします。

説明者の報告を求めます。

(上澤河川海岸担当課長) 私、岩手県の河川課の河川海岸担当課長をしております上澤と申します。よろしくお願ひします。きょうは松川の災害復旧の計画等の説明の機会を設けさせていただきましたましてありがとうございます。前回の協議会、1月の協議会の中で治水対策、抜本的な対策ということでお話しさせていただいておりましたが、昨年9月の豪雨災害からもうすぐ1年近くなるということで、なかなか皆様方には具体的な計画等をお示しできなくて、遅くなっておりまして、ご心配をおかけしておりまして大変申しわけありません。この場をおかりしましておわび申し上げたいと思います。

現在私どもは、松川につきましては、今現地のほうでは災害復旧が進んでいるのですが、それとはまた別に抜本的な改修というようなことで河川の改修計画、あとは水位周知河川、ソフト対策というようなことで計画策定等について進めてきております。具体的な松川の河川改修につきましては、来年度の国の新規事業採択を目指して、今国の担当のほうとさまざま計画の考え方等を協議させてもらっていると、そういうふうな状況になってございます。

そのような中で、前回の協議会の中では改修の方策として上流のほうにためもの、いわゆる遊水地、そういったものも考えられると。あとは水田の浸水はちょっと免れないのですが、何としても家屋の浸水は守っていききたいと。その場合には、家屋を守る手法の一つとして、うちの周りを囲むような堤防、そういった方策も考えられるというようなことで話していたかと思うのですが、本日改めてこの後具体的に説明させていただきますが、昨年度の9月の豪雨が起きたような場合においても、まずは住宅の浸水被害は防ぎたい、それを優先的に考えていきたい。ただ、やはりどうしてもその場合には事業費とかその事業の期間等もございまして、なかなか一気に水田等の冠水、そういったものを防ぐことは非常に難しいので、まずは家屋の浸水の被害を防ぎたいというようなことで、堤防の築堤、河道の掘削、あとは部分的には河川沿いに堤防をつくるよりは直接人家のほうに堤防を築くようなやり方、輪中堤と言っていますが、そういったものが有効な場所、そういったふうな箇所についても検討している中で出てきております。本日はそういったことのお話を説明させていただきたいと思います。

あとソフト対策としての水位周知河川につきましては、平成25年度末、ことしの3月末で水位周知のほうを指定させていただいております。まだ幸いにも具体的な運用はありませんが、まず今後そういった雨等があつて松川の水位等が上昇した場合についてはこの水

位周知河川にのっとった形で対応させていただきたいと思っております。

それでは、これから担当のほうに具体的な内容について説明をさせます。よろしく願います。

(小田島主任) 担当の県河川課の小田島と申します。本日はよろしくお願いたします。私のほうからは、こちらの横長の資料を使ってご説明させていただきます。それでは、大変失礼ですが、座って説明させていただきます。

2ページ目をごらんください。まず、改めてご説明するまでもないことかもしれないのですが、昨年の9月16日の豪雨で松川流域から北上川で大きな被害を受けてございます。そちらの情報をかいつまんでご説明したいと思います。

3ページ目をごらんください。昨年度の降雨の特徴的なこととしましては、短時間のうちに非常に強い雨が降ったと、いわゆるゲリラ豪雨と呼ばれておりますけれども、松川に関しましては3時間で108ミリという非常に多くの雨が降ってございます。

その結果、4ページ目、松川の古川橋というところで水位を観測しているのですが、そちらの記録によりますと最大で1時間で1.43メートル水位が上がるという、そういう急激な水位上昇という状況でございました。さらには、水位がはかれるところを超えてさらに水位が上がってしまい、水位計も壊れてしまったという状況でございました。

その結果、5ページ目、こちらに松川流域の浸水の状況をお示ししてございます。このピンク色が浸水した場所になりまして、松川流域では床上浸水66戸、床下浸水20戸の状況となっております、当時の被災状況を写真でお示ししております。

6ページ目、洪水で河川沿いの堤防から農地が大きな被害を受けました。そのためのまずは復旧、壊れた箇所を復旧というものを最初に取り組みしております、今年度から工事に着手しております。こちらは、もともとあった堤防などを、また河岸を復旧する工事となっております、全部着手してございます。

7ページ目以降、現在着手している工事というのが壊れたものを基本的にはもとどおりに直す工事となっております、そのほか多数の住家の浸水がございましたので、抜本的に治水対策が必要と考えております。これから治水対策について、その案をお示します。

まずは、松川のこの流域の特性をお話ししますと、河道の状況、川の状況としまして、上流部は掘り込み河道といって谷のような川の地形となっており、それから下流に行くとも一部堤防が築かれている箇所があると、そういう状況になります。

また、川の近くに住宅が点在しているというそういう状況でありまして、全体としては山に囲まれた谷底平野というのですが、谷底のような地形、その中に真ん中に川が通って住宅が点在していると、そういう状況でございます。

これについて、昨年度の降雨に対応するための対策としまして、まずは一般的な川の改修の方法として4つお示ししております。1つ目が河道掘削、川を掘削して川の幅を広げて流れる量を多くする。それから、2つ目が堤防、堤防を築いて水があふれないようにする。それから、3つ目が遊水地、水をためて一時的に大きい流量が下に流れていかないようにすると、ダムもこの遊水地の一つと考えられます。4つ目が輪中堤といいまして、堤防と同じなのですが、川のそばでなくて家を囲むように堤防を築くのを輪中堤といいます。一般的にこの4つが考えられます。

これらを組み合わせまして、8ページ目、今回の松川の治水対策の考え方をお示ししてございます。1月時点の協議会では、遊水地を検討するというお話をしておりましてけれども、遊水地も含めてさまざまな対策を費用面とか、あとはかかる用地、それからかかる期間、これを総合的に判断しまして、今回以下のような対策としておりました。

ポツ1つ目です。河道掘削と築堤、堤防を実施します。平成25年9月規模の洪水に対しては、堤防の高さ以下の水位となるように堤防の配置を今回考えております。また、一部区間では先ほど説明したような輪中堤、住宅を囲むような輪中堤の堤防の配置となる部分もでございます。

2つ目ですが、25年9月洪水は統計的に見ても非常に大きい洪水でした。ですので、これを改修によって被害を完全になくすということは多大な用地と時間を要することから、今回は住宅のほうをまずは最優先に考えたいと考えております。

3つ目ですが、先ほどの輪中堤をやりますと、実はその堤防の外側、川と堤防の間に農地が残ることになります。ですので、その輪中堤によって住宅は守られるのですが、一部の農地はどうしても浸水をしてしまうというような、そういう状況になってございます。こちらにつきましては、堤防設置後に川側にまた新しい家が建ってしまいますと堤防をつくった効果が得られないということで、そういうところには住宅が新たに建たないような政策もあわせて考えていきたいと考えております。

9ページ目以降で今回の対策はお示ししております。今回松川を中心にご説明差し上げたいと思っております。9ページの図面は、右が下流側になりまして、右上に北上側が右の方向に向かって流れております。真ん中を流れている青い線が松川でございます。ピンクが昨年の大雨での浸水区域を示しております。今回河道掘削と堤防を実施することによって、黄色が河道掘削を実施する位置、それから赤の点線で示しているのが堤防を配置する位置となっております。こちら堤防の詳細な配置などは現在まだ検討中の段階ではございますが、ある程度検討した結果も今案としてお示ししております。

下流から①から⑧の地区に区切って詳細にご説明を申し上げます。10ページをごらんください。まずは、向川崎と非常に大きな被害があった下田地区の対策でございます。こちらの図面の真ん中を縦に走っているのがIGRになりまして、下のほうが南側になっております。今回下田地区を守るために松川のIGRの上流側の右岸側、川は下流に向かって右を右岸側、左を左岸と呼ぶのですけれども、松川の右岸側、下田地区側のほうに堤防を今回築きます。また、左岸側にも住宅がございますので、川沿いにこちらの堤防を、それから河道掘削を全体的に行いまして、水の流れる量をふやすということを行います。下に横断図をお示ししております。大体堤防の高さが1メートルから2メートルぐらいになると考えております。

次に、11ページ、上流の古河川原地区になります。こちらは松川の右岸側になるのですが、こちらは川から離れたところに住宅が建っているという状況がございまして、この部分に関しては普通は川沿いに堤防を築くのですけれども、家の周りを囲むように堤防を築くことで住宅だけをまず守るといいます。昨年の洪水に対しましては、何とか堤防を越えないようなぐらいの水位でおさまるといって、そういう計画としております。

次に、12ページ、上流の夏間木になります。夏間木は松川の左岸側になりますけれども、こちら今回上流側から水が入ってきた状況となっております。そこを堤防で高さを確

保することによって水の浸水を防ぐということで計画してございます。こちら夏間木の下流側のほうに築堤の絵が見えないように見えますけれども、今時点ではこの部分は高さが高く、こちらからの浸水はないと考えておりまして、現段階ではこのような堤防の配置で考えております。

13ページの在家、先ほどの夏間木の対岸、在家地区になります。古川橋の右岸側になります。こちら今回住宅が浸水しておりますので、この地区全体を囲むように川沿いに約1メートルから2メートルぐらいの堤防、それから全川に関して言えることなのですけども、河道掘削を行うということを計画しております。

次に14ページ、在家地区の対岸側になります。こちら2戸家がございましてけれども、ここの浸水を防ぐために川沿いに堤防を築堤、それから河道の掘削を計画してございます。

次に、15ページ、今の小袋の対岸側、松川の右岸側になります。こちら住宅が川の近くに建っておりますので、この住宅の浸水を守るように川沿いに堤防を築く、それから河道掘削は同じようにやります。

16ページ、この上流の左岸側の新田地区、小袋地区になります。こちら住宅がございまして、川沿いに堤防を築くと、それから河道掘削を行うという計画となっております。

次に、その上流、対岸の17ページ、こちらは石花地区の上流側の地区になります。こちら昨年度浸水した住宅がありますので、この住宅は川から離れて建っているということで、その住宅を囲むような堤防の配置、いわゆる輪中堤の配置等を計画しております。ですので、輪中堤は今のところこの2カ所ぐらいになるかなということで考えてございます。ただし、こちらの17ページの圃場につきましても、昨年度ぐらいの規模の洪水が来ますと、農地はどうしても浸水してしまうという状況となっております。

以上、今計画を検討している区間になります。

また、この石花地区の上流ですが、農地が非常に浸水を受けて、大きい被害を受けておりますが、まずは事業費が限られるということと、あとは事業期間、効果を先に出すということで、まず住宅を守るということで今回このような区間の計画を考えてございます。

それから、松川のほかにも北上川本川でも浸水した住宅がございまして、こちらについてもその住宅の周辺で浸水しないような計画を現在検討中でございました。

計画については、説明は以上になります。

次に、18ページ、ソフト対策の実施になります。河川改修を行うことを一般的にハード対策、これに対しまして洪水に関して言いますと住民が避難するための対策、これをソフト対策と言っておりますが、このソフト対策もあわせて進めます。というのは、河川改修でどれだけ高い堤防を築いても、それを越える雨というのは特に最近の雨の降り方を見ても絶対起こらないとは言えないということで、どんなときもまずは住民の避難をあわせて考えるということを行っていきいたいなと思っております。

その一つの対策としまして、先ほど上澤のほうから説明ありました水位周知河川の指定、こちらを平成26年3月に松川で指定しております。19ページにその区間をお示ししているのですが、松川と北上川の合流点から赤川の合流点までの区間を今回指定区間としておりまして、この水位周知河川というのは松川においては水位を観測している古川橋で1時間に1回、水位を自動的にはかってそれを見られるようにしているのですが、この水位を見て、古川橋については2.7メートルという水位を超えると非常に危険な状況だ

よということで、盛岡市を通じて住民の方々に周知するという、これを水位周知河川ということで県が指定を進めております。今回の3月に松川を水位周知河川にしましたので、次に増水したときには一定程度の水位が2.7に達したときにはこれを皆さんにお知らせして、あふれる可能性がありますよということで、一番は逃げる準備をしていただくという、そういう取り組みになっております。

以上、現在考えている対策をご説明差し上げました。

20ページ目に、今後のスケジュールをお示ししております。昨日、こちらの同じ内容で災害対策連絡協議会のほうにご説明しております。本日この地域協議会の場で機会をいただいでご説明をさせていただきました。今後は、この松川の計画に対して事業化の要望中でございます。この事業化が決定するのがちょっと遅いのですが、平成27年4月になります。この事業化が決定し次第詳細な設計をしまして、堤防を設置するためには皆さんの土地を譲っていただくことが必要になるということで、この幅を決めるための詳細設計を行います。その後用地測量をして用地を取得させていただきまして工事に入っていくということなのですが、詳細設計もできる限り前倒しで、その予算の確保をしながら進めたいなと思っております。

簡単ではございますが、以上ご報告でございます。

(竹田会長) ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対する質問、あるいはご意見ございましたら挙手の上、ご発言お願いいたします。

どうぞ皆川委員。

(皆川委員) 19ページの水位周知河川の指定で、古川橋のところは2.7メートルになったら危険だということで避難を呼びかけるというのですが、物すごいゲリラ豪雨のときはどんな方法で住民に周知するのか。なかなか徹底するのが難しいと思うのですが、そういうことなんかは詳しく検討なされているのですか。

(小田島主任) こちらの周知方法は市さんと相談してになりますけれども、1つは余りインターネットと言われるとあれなのですけれども、まずはインターネットで1時間に1回、雨が降ると10分に1回更新しているのがあるので、それを見ていただくのが1つと、あとはテレビで、データ放送の中でNHKと協定の中で幾つかの河川においてその水位を報道しているのがございます。今時点では松川の古川橋はまだ出ていないのですけれども、協議中では松川の古川橋は何か出すようにしたいなというのが1つ思っております。

(皆川委員) こういう災害のときには、停電ということも予想されるのですが、そうするとテレビとかインターネットなんかも、それからインターネットは家庭で利用しているところもそんなに多くないと思うのです。そういうこともいろいろ検討して住民の命を守っていただきたいと思っております。

(菊池技術主幹兼河川砂防課長) 2メートル70になりましたら、県の私どもは盛岡広域振興局土木部なわけですけれども、そこから盛岡市に対してそういう状況の水位になりましたよ

というのを通知いたします。そうすると、盛岡市が避難勧告を出すかどうかの判断を即時しまして、避難勧告あるいは避難指示というふうな格好になると思いますが、その住民の皆様へ伝える方法については盛岡市さんのほうが担当しておりますので、どういう方法になるかはちょっと市さんのほうでお答えお願いいたします。

(皆川委員) いいです。いいですと言えば変な言い方ですけども、そういう災害のときは住民がみずから自分の命を守ることが最優先されると思うのです。だから、周知してくださると同時に、そういう河川の近くの住宅とかの人たちがみずから自分たちで危険を察知するような日ごろの防災意識というのが、そういうのを私たちが地域でいろいろ高めていきたいと思っておりますので、ハードの面とかはよろしくお願いいたします。

(竹田会長) ほかにございませんか。
はい、どうぞ。

(湊委員) 関連してなのですが、19ページのところで古川橋観測所が2.7とありますけれども、私もここの古川地域に住んでいるわけなのですが、実はあのおとき2時ごろ、ちょうど夏間木橋のところを通りかかったときにもうすごい浸水してまして、うちに帰れないような状態だったのです。そのときには、川崎橋はまだ通れまして、川崎橋を通過して夏間木に行ったときにはもうどちらにも身動きができない状態になっていたのですが、私たちその辺に住んでいて、松川と赤川に水が出ると浸水するというふうに昔から古川橋のほうまで水が上がってきていたのですけれども、ここは松川のところをもうちょっと上流のほうで観測できないものかなと。というのは、この3ページの資料を見ると、松川の雨量が急にふえたのは2時となっておりますけれども、そのとき通りかかったときに消防の人に話を聞いたら、今10分でこのぐらいに、さっきまでは通れたけれども、10分間で水が急激にこのぐらいにふえた。そのとき私まだ2時ごろには、2時過ぎ、3時ごろに通ったときにはもう浸水している状態でしたので、もうちょっと上流のほうで観測して、危険区域の人たちにはもうちょっと早目に周知していただければいいのかなと思うのですけれども、それは観測所がないから無理ということでしょうか。それとも、ここの古川の観測所のところから急激に水があふれるというふうに、水位が上がるというふうに考えておられるものなのでしょうか。

(菊池技術主幹兼河川砂防課長) 確かに松川にはテレメーターといいまして、自動観測しております。即時リアルタイムで県のほうに情報が入ってくる場所は古川橋しかございません。あとの石花橋とか何かというところはなくて、量水板を昨年1月ごろ、目安として護岸のそばに張りましたけれども、それはデータとして県には入ってきませんので、あくまでも目安です。その2.7メーターが例えば上の石花橋では何メーターに相当するのか、つけたばかりですのでまだわかりませんが、今のところはそのデータが入ってくるのは古川橋しかないのです。古川橋の2.7メーターを代表して、そこを超えれば危険だという判断でやっておりますので、今のところはこれでいきたいと思っています。

(小田島主任) 今回古川橋でやっているのは、どうしても今のところここしか水位がないということで、まずはここでやろうということで考えていまして、この2.7メートルというのは、松川の中で水位周知河川の指定の仕方なのですけれども、この流域の中で一番川の断面が小さいところ、そこをまず見ます。それが松川で言うと石花橋のあたりになります。なので、まずはそこで水があふれ始めるだろうということで、そのあふれ始める水位のときの古川橋の水位が幾らなのかというのをやりますと、それが幾らという数字になりまして、今度それに対してお知らせしてから逃げるための時間を松川については1時間見ていまして、なので石花の一番狭い断面のところであふれるその1時間前に皆さんにお知らせしようという、そういう水位が古川橋の2.7メートルとなっていましたので、確かにできれば上流にあったほうがいいというのはおっしゃるとおりなのです。なので、今あるものでやろうとすると今のところはまずこの古川橋の2.7ということで何とかやっていきたいなど。その上で今後水位計とかふやせるようであればふやしたいなどは思っていますけれども、そこは検討していきたいなど思っております。

(上澤河川海岸担当課長) 実際には、私どもよりも地域に住まわれている皆さん方のほうが詳しいかと思えます。ですから、こういったふうな形で考えていただければいいかと思うのですが、今言った石花、そこが一番断面的に狭くて、松川だと雨が降ったときにそこが一番あふれる箇所です。そのあふれる箇所をまず想定する際に、ここの古川橋の水位がこの水位になったときには、あのあたりから水があふれそうですね。例えばこれから水防活動をするに当たったときも、松川の古川橋の水位がこうなったときにあの地区で次の水防活動をするための準備に入らなければならないかとか、あるいはさらに石花地区の次にどこかまた狭いような箇所があれば、次はあのあたりであふれそうだなと、あのあたりで具体的な水防活動が必要だなというような形での水防活動とか、そういったものに役立てていきたいと、一つの目安となる水位というようなことで、この古川橋の水位をもって考えておるといことでご理解いただければと思います。

(竹田会長) ほかにございませんか。はい。

(竹田委員) この19ページの地図を見て、河川の流れを見て思ったのですが、住民の皆さん、地区の皆さんの話し合いで何とかぐにゃぐにゃとなったところをもう少し緩やかな線にならないのかとも思うのです。必ず大水が出るとどっかかに氾濫するのです、この地区は。何とかもう少しなだらかな曲線にできれば、皆さんの話し合いでならないのかなとも思っているのですけれども。単純な質問で済みません。

(小田島主任) 真っすぐにすると、それだけ水が流れるので、そのとおりなのです。一気に水を流してしまうので、雨に対してはそれが一番いい方法だと思いますけれども、最近では用地がいつぱいかかるとか、そういうのもあってなかなか。基本は今の河川沿いに少しでも広げていくというような方法でやっていくというのが現状です。

(上澤河川海岸担当課長) ここの松川自体がこういった形で蛇行しながら今の川の形状を保ってきたというのは、ある程度自然な部分で来たかと思うのですが、あと1つ、結局ここの松川の上流から北上川の合流部分まで、上流の高いところと低いところ、高さの差がありますよね。結局そこがある程度蛇行しているということは、それだけの距離を持ってスピードがゆっくり流れるということですから、仮にそれを真っすぐにしますと、結局その分流速が速くなって、ますます河岸の侵食とか、河床、それを侵食するというおそれが大きくなるというようなことにもなりますので、真っすぐにすれば確かに屈曲部のところでの侵食とか、そこでのあふれるのは少なくなるのではないかというのはそうではあるのですが、逆に今度はどんどん川の流れのスピードが速くなっていくというようなことにもなります。今回は、事業費的などころもありますので、ある意味ここの現行の河川、それを利用しながら堤防をつくったり、河道を掘削したりというようなことでの対応をしたいと考えております。当然真っすぐにしたらしたで、今度はそれを緩和するために、昔であれば落差工というような形で河川2メートルとか1メートルの段差をつけて、そこで多少緩やかにしていた時代があったかと思いますが、そうしますと今度は魚とかが上るための魚道ですか、そういったものもあわせてつくっていかないと、結局今生息している魚の行き来ができなくなったり、あるいはそのための対策でまたお金がかさんだりと、そういったこともありますので、最近の河川改修はある程度もともと自然の営みでつくってきた川の形状を利用する形で、それを生かしながら改修を進めていくというのが一つの考え方になっておりましたので、そういったことも考えて今この計画を進めようとしているところでございます。

(竹田会長) ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(佐々木委員) 出なかったので、お聞きします。お願いになるかと思いますが、今応急対策的な事業の説明でしたけれども、私ども災害対策協議会とすれば、知事なり議長なり市長さんに要望をさまざましたわけです。現況の復旧は当然そうでありますし、ただいまのような川を広げる、掘削をするというようなことも含めて、県も市も、あるいは国にかかわる部分もありますので、それは若干おくらしているということですが、要望申し上げた中身については順調に工事あるいは予算化をされているように思います。

特にお願いをしておきたいのは、お願いをするだけではなくて、きょう説明する場面ではなかったようですが、地域住民がみずから自分の河川の様子を担当のところに情報として上げたいと、まさに洪水対策の協力をしたいという要望も実はあります。その段階で、先ほども若干ありましたが、流木あるいは根が流されてひっかかって水害のもとになるというような情報の提供については住民もやりますよというご提案申し上げて、わかりましたということで、電話番号まで公表を実はしてあります。各自治会、39自治会長には広域振興局のデスクの電話番号までお知らせをいただいております。どうぞ今までのようにあつけない返事ではなくて、真面目に一緒に対応いたしますのでという対応をしていただくことにもなっています。

それから、周知河川についても、これは法律の関係もあると思いますが、市長さん、あ

るいは知事さん初め国と協議をして、3月から周知河川に指定をされております。今までは船田橋で終わりだと、それもおかしいのではないかなというようなことでお願いをしたところ、3月から既に周知河川になって、先ほどお話出ていましたが、何メートル、松川の場合は2.7メートルのようですけれども、一斉に盛岡市役所に情報が入って市から我々住民に即周知されるようになっております。まさにありがたい話であります。この周知がなされていないのです。地域住民にそれが決まったということが周知されていないのです。したがって、先ほどのような疑問が出ると。これについては、どこが悪いということはないのですけれども、ぜひきょうは新聞記者の方も来ているわけでありまして、余りおもしろくないからニュースにもならないと思いますけれども、地域住民にすれば大きな話なものですから、せつかく苦勞されて周知河川にさせていただきました。あるいは地域住民の情報も的確に聞いて一緒に流木を上げましょう、とれる木は上げましょうということもやりますということになっているわけですから、これは盛岡市のほうに通達を出していただいて、盛岡市から地域住民に周知をしていただくように特にお願いをしておきたいと思っております。今までの対応については、我々対策協議会とすれば要望された中身については90%以上の対応で進めていただいているというふうに思いますので、感謝を申し上げて、若干のお願いを申し上げます。

以上です。

(竹田会長) 説明者のほうから何かコメントありますか。

(上澤河川海岸担当課長) いつも全体的な運用が確実になされるように、県としましても市と連携を図りながら進めてまいりたいと思っております。

あと具体的な市役所さんのほうから各地元への周知の仕方等については防災の部局のほうからお話があるかと思っております。うちの河川サイドとすれば、確実に情報を伝えるような手段をとっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(竹田会長) ありがとうございます。では、ほかにございませんでしょうか。

(廣内委員) どうもご苦勞さまで。一等最初のほうには遊水地というお話があって、その後農地を持っている農家の方々には情報が流れていないというお話がございまして、これからどうなるのかなという不安もあろうかと思っております。その辺がはっきり伝われば、安心して農業のほうも営んでいけるのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。要望でございます。

(竹田会長) ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声)

(竹田会長) なければ、報告第1号についてはこの辺で終わりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(竹田会長) ないようでございますので、次に移らせていただきます。

次は、報告第2号「玉山区に係る地区計画及び組合施行土地地区画整理事業の見直しについて」を議題といたします。

説明者の交代のため暫時お待ちください。

説明者のそろったところで改めて申し上げます。報告第2号「玉山区に係る地区計画及び組合施行土地地区画整理事業の見直しについて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

(藤島都市整備部長) 盛岡市都市整備部の私部長の藤島と申します。よろしくお願ひいたします。今日は貴重なお時間をいただきまして、大変ありがとうございます。これから説明をさせていただきますが、出席者を簡単にご紹介申し上げたいと思います。

私の右手におりますのが丹治都市計画課長でございます。

(丹治都市計画課長) 丹治です。よろしくお願ひします。

(藤島都市整備部長) 左側におりますのが宮田市街地整備課長でございます。

(宮田参事兼市街地整備課長) 宮田でございます。よろしくお願ひします。

(藤島都市整備部長) 後ろのほうには、吉田と渡辺と担当でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、着席してご説明してもよろしいでしょうか。

(竹田会長) どうぞ。

(藤島都市整備部長) それでは、資料、「玉山区に係る地区計画及び組合施行土地地区画整理事業の見直しについて」をごらんいただきたいと存じます。

まず、1番目が趣旨でございます。玉山区に係る地区計画につきまして、都市計画を変更する必要が生じたというところ、今後対象となる地域住民との合意形成を進めるに当たりまして、変更の目的、方針、進め方などにつきまして、あらかじめ玉山区の地域協議会に説明を行います。また、地域計画の地区施設の整備方針に土地地区画整理事業の導入による整備が位置づけられてございますが、この組合施行につきましても見直してまいりたいと存じておるものでございます。したがいまして、本日ご説明申し上げました後にご意見をいただきまして、後ほど申し上げます。今後は地元のほうにお邪魔してご説明をしてご意見を聞いていきたいと思っております。

2番の変更の目的でございます。見直し対象の地区計画は、当初決定、平成2年でございますが、20年以上経過してございます。地区施設道路の整備状況あるいは将来性などの

状況もございます。このことから、実情に合った実現性のある、より実効性のある計画に見直してまいりたいというふうに考えているものでございます。もって良好な生活環境整備を図りたいと存じております。

3の変更する地区でございます。玉山区内には7カ所の地区計画がございます。紙を1枚めくっていただきますと、3ページ、左上に位置図とございますカラーで位置図がございますが、これをちょっとごらんいただければと存じますが、7カ所の計画のうち今回はこの3地区を変更したいと思っております。1つ目が渋民駅周辺地区計画、3ページの図面ですと左下、いわゆる渋民駅の周辺、赤い線で囲ってございます、この場所であります。実はこの中に組合施行渋民駅北地区と緑で囲った線がございますが、このことも後で出てまいります。ここが1つでございますし、2つ目が好摩駅の西地区と3つ目が東地区でございますので、好摩駅の東西地区、これも3ページで見いただきますと好摩駅の東と西というエリアと。特に西側のほうに緑で囲ってございますが、組合施行野中地区という位置もございます。この3地区でございます。これはいずれも平成2年決定でございます。

また1ページに戻っていただきまして、中ほどの箱でございます。今回変更対象としない地区につきましては、渋民地区につきましては先般区画整理事業等も終了いたしまして19年に最終変更したところでございます。武道地区は平成20年に最終変更しております。芋田地区がまだ平成2年のままでございますが、この場所につきましては、見直しにつきましては今後の状況を見ながらと思っております。また、渋民東地区というのは、まさに平成18年、合併に前後いたしまして定めたものでございました。

4番の変更内容であります。地区計画、特に地区整備計画に記載している地区施設道路、道路が主でございます。規模、配置を見直したいと思っております。また、先ほど図にもちょっとございました組合施行の土地区画整理事業についても、これは見直してまいりたいと考えております。

5の変更方針でございます。(1)が道路についてでございます。①から⑤まであります。1つ目は、地区内のネットワークの形成に必要な道路は変更いたさないこととしたいと思っております。地区間を結ぶルートについては生かしてまいりたいと思っております。

2番目が原則道路の、現況の道路を活用した配置としまして、民地への影響が少ない路線形、一部家屋に大きくかかるような線形もございますが、その辺のところはできるだけ今の道路を生かした形にしていきたいと考えております。

3番目、整備済み、整備中の道路がございます。好摩駅周辺などでも整備してございますが、これらについては実際の整備に合わせまして修正してまいりたいと存じます。

④、地域の実情を考慮しまして、道路幅員の縮小など、なかなか必要性がどうなのかなというようなところの見直しも含めてやってまいりたいと思っております。

⑤でございます。今までの1から4に該当せず、かつ地元の皆さんからもこの道路はもういいのではないかとというようなところは廃止することも考えてまいりたいと存じております。

2ページをごらんいただきたいと思っております。(2)、土地区画整理事業についてと書いてございました。地区計画の計画書に土地区画整理事業が記されてございますが、組合施行ということで2カ所ほどございます。この区画整理事業につきましては、現在公共施行、組合施行にかかわらず、大変事業の進捗が難しくなっております。なかなかこれは今後新

たに事業を進めいくというのは難しいというふうな背景もございますので、組合施行については削除する方向で考えてまいりたいと。逆に言えば、それにあわせて地区計画を見直しまして、道路整備等をより実効性のあるものにしてまいりたいと考えております。

理由の①、②がそこにございます。1つは、少子高齢、人口減少社会、新たな住宅地の供給の必要性が非常に少なくなっているという状況もございますし、2つ目が土地価格が低迷している状況で、本来区画整理事業というのは土地価格が伸びる、あるいは保留地等が処分できるというのが前提でございますが、その土地区画整理事業の手法そのものが困難となっております。

ここで資料に記載がございませんが、盛岡市内他地区の状況をちょっとだけ簡単にお話ししたいと思えます。図面も申しわけございません、こちらに張り出してあるものでお話ししますが、今市の公共施行、市が事業主体である太田地区と、それから道明地区と都南中央第三地区、3地区でございます。これらの地区につきましても従来型の区画整理で進めていくことがなかなか難しいということで、一昨年来地元にお邪魔しまして何回かお話し合いをしながら、特に道明と都南中央第三は区画整理区域を大幅に縮小するという変更に取り組んでございます。ただ、縮小はいたしますが、区画整理区域から外れる場所についても生活道路や上下水道の整備を進めていくという前提で取り組んでございます。

また、組合施行で言いますと、大平地区、松園団地の近くでございますが、それから盛岡インター周辺の上厨川地区という2地区が、これは組合施行でございますが、現実的に事業ストップ状態ということになっています。現地のほうが全く進んでいないというふうな、そういう実態もあります。その辺も踏まえまして、今回玉山区におきます組合施行の土地区画整理事業、渋民駅北地区あるいは野中地区については、事業についてはこれは難しいというふうに考えているものでございます。

さて、資料に戻っていただきまして、2ページでございます。6番に変更に向けての課題でございます。1つは、何よりも権利者の皆様との合意形成でございます。また、2つ目は地区施設につきまして、①から③がございます。整備済み道路、整備中の道路との整合、②が新市建設計画に位置づけている道路を場合によったら廃止対象とすることへの整理、③が過年度に廃止予定道路に係るセットバックをお願いした土地に対しての対応がございます。また、(3)といたしまして、新市建設計画に位置づけている地区内の土地区画整理事業について整理してまいりたいと考えております。

7の今後の進め方でございますが、これにつきましては恐れ入ります、資料をめくっていただきまして、最後から2枚目、A3の折り込みのスケジュール案というところをごらんいただければと思えます。A3の横長で恐縮でございますが、26年度、27年度と書いてございます。26年度7月、上段、地域協議会という欄に玉山地域協議会、方針、概要説明とございます。これが本日この場でございます。本日ご説明申し上げまして皆様のご意見をいただいた上で、来月から、8月、9月にかけて地元のほうにお邪魔してご意見を伺ってまいりたいと思えます。この後具体的な説明をいたしますが、あくまでも素案でありまして、いわばたたき台でありますので、これにつきまして地元の方との意見交換をしてまいりたいと思っておりますし、また10月、11月をめどに相談所も開きたいと。いろいろ個別にご相談もあろうかと存じますので、個別のご相談を受ける機会も設けることとしておりますし、また12月から1月にかけて第2回の地元での検討、意見交換を行ってまい

りたいと。その中で現在、いわば素案、たたき台でございます事務検討案と書いてございますが、これをある程度変更案としてまいりまして、年明け3月の地域協議会でその間の状況、地元の皆さんとの話し合いの状況などもご報告を申し上げたいと思っております。平成27年度、来年度に入りまして、その変更案の説明、縦覧、意見書といったような手続に入っていければなと思っておりますし、その状況もまた来年7月をめどにいたしまして、地域協議会でもご説明をして、諮問、ご答申をお願いしてまいりたいと。そして、それを経た上で来年8月に考えてございますが、市の都市計画審議会に諮りまして案を確定して、法定の手続を経て、さらにまた年明けになりますが、地域協議会にその旨のご報告をしまして、もう一度市の都市計画審議会にかけまして、最終的な告示あるいは縦覧をしてまいりたいというふうに思っております。もちろんこれはスケジュールの案でございますが、今後地元にお邪魔してお話し合いをする中で、変化していくことは十分考えられるというものであります。そのような流れで進めてまいりたいと考えております。

具体的な変更案につきましては、あちこちで恐縮でございますが、6ページ、7ページと書いておりますカラーのA3判の横長の折り込みをごらんください。縦に見ていただいても、横のままでもいいのですが、これは渋民駅の周辺でございますが、左のページが変更前、右のページが変更の素案でございます。特に6ページに黄色く塗ってございますのが組合施行の区画整理を考えている場所でございますが、7ページのほうではその色づけを外してございます。組合施行区画整理については外してまいりたいと。また、いろんな道路の線も色分けしてございます。詳細は割愛いたしますけれども、これも地元の方とお話し合いをしながら、既にできているところはできている形に合わせますし、その必要性や幅の規模なども話し合いをして決めてまいりたいと思っております。それらにあわせて、5ページにございます計画書というの書き方も変わるといふふうにご理解いただければと存じます。

次に、8ページからが好摩駅西地区でございますが、これも9ページと、10、11、カラーの見開きをごらんください。好摩駅の西側でございます。同様の見方となりますが、ここにも好摩駅の西側に黄色く塗っている部分が野中地区の組合施行のエリアとなっておりますが、それが10ページでございます。従来の計画10ページであります。11ページにございますように組合施行についてはその区域を外しながら道路の幅員あるいはルート、整備等についても見直してまいりたいと考えてございます。

もう一つ好摩駅東地区が14、15ということになります。駆け足で恐縮でございますが、好摩駅東につきましては区画整理区域はございませんので、もう線だけになりますけれども、ごらんのような形で道路の線形なりルートなり幅員なりといったものを地元の皆さんとご相談をしていきたいというものでございます。

そして、最後のページ、A4判の1枚、右上に資料4と書いてございます。今回の玉山区の地区計画変更に伴う各地区における関係地権者数（参考）と書いてございます。上に箱が3つございまして、渋民駅周辺地区、好摩駅西地区、好摩駅東地区とそれぞれ面積でございますとか、対象世帯数、対象人口等そのとおりでございます。下に丸印で3地区合計とございます。3地区を合計いたしますと、全体で約1,530世帯、人口で約3,800名ほど、対象自治会が9自治会となっております。一番下の箱がございまして、今後地元の皆様との話し合いにつきましては、渋民駅周辺については2つの自治会がございまして、ここを1

つのグループとして、好摩駅につきましては西と東とそれぞれ1つずつのグループとして1回当たり3回と言うと変でしょうか、3地区と言ったらいいでしょうか、そういう形で意見交換をお願いしたいと思いますし、各地区におきましてはもう少しきめの細かい個別の相談会を開いていくというようなことを今後始めてまいりたいというところがございます。このことにつきましてご説明申し上げまして、皆様のご指導をいただければと思う次第であります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(竹田会長) ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして質問あるいはご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。

はい、駒井委員。

(駒井委員) 参考までに伺いたいのですけれども、2ページの6の3で既に計画を意識してセットバックした方々というのは、それぞれの地区にどの程度の方がいらっしゃるのでしょうか。

(丹治都市計画課長) 地区計画につきましては、都市計画法の中で建築等の行為を行う場合には30日前に市長のほうに計画を届け出る義務がございます。その件数でございますけれども、3地区合わせて平成2年から25年まで、全部で631件の届け出がございました。そのうち地区施設道路等に係る部分の届け出につきましては262件ということで、全体の大体4割ぐらいの方が敷地にかかっているということでございます。ただ、その方が全てセットバックにしなけりなかつたのかということではないのですけれども、実際にセットバック何件かというのは申しわけございません、今の時点でちょっと押さえておりませんでした。

申しわけございませんでした。勧告、案件が全体では4件ございました。

(駒井委員) 勧告が2件ですか。

(丹治都市計画課長) 勧告が4件ということで、そこについては道路にかかっている支障になったと思われるところでございます。

(駒井委員) わかりました。具体的には、自主的にセットバックしている方々の数字はつかめてはいないわけですね。

(丹治都市計画課長) はい、そのとおりです。

(駒井委員) ありがとうございます。

(竹田会長) ほかにございませんか。

どうぞ、佐々木委員。

(佐々木委員) 新市建設計画と10年近くなるわけですが、物によってはもっと年数たっている、スタートからたっている場合もあるのですが、時代が非常に変わっているわけです。そういった意味で、この計画の見直しをするということについては賛成であります。当初計画を絶対やれという話ではないので、時代の変化に応じて内容を変えていくというのは当たり前の話であります。そのことの説明をされたわけでありますので、了解できると思っております。しかし、地域住民あるいは関係者がおりますので、今後説明を丁寧にやるようでありますので、よく説明をして、関係者、地域住民の皆様方が納得のいくように取り組みをしていただくように強くお願いをしておきます。

以上です。

(竹田会長) ほかにございませんか。今後説明会等をこれから関係地域に入って持つというようなお話ですので、そうした場面での地域あるいは関係者の理解、そうしたものが深まってくると思いますが、本日質問がなければこの辺で報告第2号、この案件につきましては終わりたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」 の声)

(竹田会長) ないようでございますので、報告第2号「玉山区に係る地区計画及び組合施行土地区画整理事業の見直しについて」は終わります。ご苦労さまでした。

次に、報告第3号を提案しますけれども、説明者交代のため暫時お待ちください。

それでは、お待たせしました。報告第3号「渋民運動公園整備事業について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

(沼田市民部次長) 盛岡市民部次長の沼田でございます。本日は説明の機会をいただきましたことお礼申し上げます。ありがとうございます。

初めに、運動公園の説明に入ります前に別件でお礼を申し上げたいと思っております。皆様方のお手元に市民協働推進指針の書類が配付されていると思っております。これは昨年皆様方からご意見を頂戴して、本年3月にまとめた指針とPR版になっております。皆様方からたくさんのご意見を頂戴したことに、改めてここで感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

また、今年度はこの指針に基づきまして、仮称でございますが、町内会自治会の協働推進計画の策定に手をつけております。そのため、今現在幾つかの町内会や自治会のほうに入ってご意見を頂戴いたしておりますが、これから後も入る予定になっております。その際には、どうぞ皆様方から忌憚のないご意見、それから現在の状況についてお話しいただければと思います。ありがとうございます。

それでは、改めまして報告第3号 渋民運動公園整備事業についてご説明申し上げます。資料のほうをごらんいただきたいと思います。資料の要旨でございますとおり、新市建設計画に基づきまして、平成24年の1月から本年6月まで約2年5カ月をかけ、地元の利用

団体などの皆様に6回にわたりご協議いただいたものでございます。協議の過程では、本
日ご説明申し上げます内容よりももっとたくさんの整備についての案が出され検討してい
ただいたものでありますが、その中であと2年と迫りました計画期間内に整備に着手する
こと、またさまざまな市の事情等も勘案いただき、それぞれの団体さんが譲り合ってまと
めていただいた案が本日ご報告する内容となっております。

(竹田会長) 座って説明いただいても結構です。

(沼田市民部次長) ありがとうございます。現在内部の企画や財政部門等からもアドバイスを
受け、確実に整備ができるよう事務手続を進めており、平成27年度内の工事完成を目指し
ているものでございます。ただ、1つ懸念しておりますのは、東京オリンピックや沿岸部
の工事等の関係で、市の工事の関係が入札不調になっていることもありますので、目指し
てはおりますが、若干計画期間をずれるのではないかと考えておりますが、これにつきま
しては最後まで対応していくことといたしております。

整備の詳細につきましては、本日一緒に参っておりますスポーツ推進課の高橋課長から
ご説明申し上げます。

(高橋スポーツ推進課長) 高橋でございます。私のほうからは、横長になります別紙のほうで
説明させていただきます。座って説明いたします。

資料の左側のほうに市民運動公園整備案のまとめということで図面が載っております。
それから、右側のほうには整備案ということで表になったものが載っております。内容と
して載っている番号と、それから左側の図面に載っているものとの番号は符合しておりま
すので、参考にごらんいただければと思います。

まず1つ目が野球場についてご説明いたします。1つがバックネットの更新を行います。
それから、フェンスの更新ということで、グラウンドを囲んでおります金網のフェンスを
更新するというので外野1メートル、内野につきましては高さ1.4メートルの予定でござ
います。それから、スコアボードの新設、カウントボードの新設、ダクアウト、今コンク
リートでありますけれども、これを更新する。それから、放送設備の更新、バックスクリ
ーンの塗装改修、本部棟の改修、それからソフトボール用のポイントの新設ということで、
ソフトボールにも対応できるようにということで考えています。それから、屋外簡易トイ
レ新設、それから内外野に防球ネットを新設するというので、内野につきましては11メ
ートル、外野につきましては高さ8メートルということで、野球場につきましては以上の
12項目を整備案として考えております。

それから、次の陸上競技場になります。陸上競技場につきましては、夜間照明を6基新
設する予定としております。それから、全面クレイ塗装改修ということで、暗渠工事も行
います。老朽コンクリートの標識の撤去ということで、グラウンドのトラックとフィール
ドとの境のところにコンクリートの標識がありますが、これが危ないということで、それ
を撤去ということであります。それから、幅跳び用の砂場更新、ポイントの新設、ポイン
トについてはサッカーとか、ジュニアサッカー用2面とか、ソフトボール用とか、野球に
対しても1面ということでポイントを新設したいと思っております。それから、サッカー

ゴールの更新、移動式のバックネットということで、陸上競技場については以上7つの内容の整備を行うということにしております。

それから、既存のテニスコートでございますが、大分古くなったところもありまして、テニスコートにつきましては廃止いたしまして芝生広場として新設するという形、周りのほうと合わせるといふ形になります。

それから、プールにつきましては、上屋の膜体の更新、それから鉄骨の塗装の改修ということの2つを行うということです。

それから、体育館につきましては、アリーナの防球ネットの更新、アリーナの暗幕の更新、それから受変電設備高圧ケーブルの更新、トレーニング機器の部品更新、それから卓球台6台の更新、フットサルゴールの新設、それからバレーボールにつきましては大人用が大分傷んでおりますので改修することと、それから小学生用のものを新設することです。それから、コードのコンセント、電気コンセントですけれども、改修すると。それから、ワイヤレスマイクの電波の改修、それからバスケット装置の更新というようなことで体育館については整備を考えております。

それから、相撲場につきましては、プレハブ更新、建物と土俵も含めてですけれども、更新するというような予定で整備案としてまとまったということでご報告申し上げます。

(竹田会長) 説明が終わりました。これから皆様方の質問、ご意見をお受けいたします。

千葉委員。

(千葉委員) 私は前回も野球場の件でどうなっているのですかということで質問したわけですが、今回これは硬式野球を前提とした改修であるということですか。

(高橋スポーツ推進課長) 硬式野球、リトルシニアのチームがありますけれども、その練習には対応できるような高さとかを一応考えたものということで、みんなで決めたところがございます。

(千葉委員) わかりました。それで、ちょっと素人的な考えかもわかりませんが、陸上競技場にナイター設備があつて、野球場にナイター設備がないというのは、一般の我々から考えるとナイターといったら野球で、使う頻度も高いと思うのですけれども、そこはなぜそういう結果になったのか。

(高橋スポーツ推進課長) 話し合いの中で両方の場所にナイター設備が欲しいというような提案がありました。ところが、費用の関係もございまして、野球の場合は外野で150ルクス、それから内野で300ルクスということで、6本の照明設備をつけた場合で大体2、3億円くらいかかるというような試算でございました。それから、サッカーとか陸上の場合にはそれより照度が低くて100ルクスくらいで大丈夫だということになりますと、これが1億円程度で工事ができるということで、そこで選択になったわけでございますけれども、どちらもつくるといふことは当然できない、それからどちらかを考えた場合に計画の中におさまる金額のもので整備しようということで、意見交換会の中でまとまったということです。

(千葉委員) 普通常識から考えると、使用されるか、されないかで決定するのであって、予算で決めるということも役所の考えではわからないわけではないけれども、常識的な考えでいくとやっぱり利用頻度の高いほうに設置するのが当たり前で、お金がかかるからそっちはつくらないとかというのはちょっとやっぱり使う人からするとおかしいのではないかなと思うのですけれども、その辺はどうなのですか。

(高橋スポーツ推進課長) 両方の団体から同じような要望があったということで、どちらの団体にも同じように利用していただけるのではないかということでは考えるわけですが、その中で予算ありきということでもないのですけれども、ただ今回新市建設計画の中で考えられるものについては、陸上競技場のほうの照明を設置するというようなことで、まとまったというように思っております。

(千葉委員) ちょっとここで私も、普通一般の企業とかの考え方からすると、利用価値のあるほうにお金を投資するというのが普通でありまして、やっぱり野球というのは少なくともサッカーよりは国民的スポーツでありまして、その中でも特にこれから中学生でも硬式野球をやる時代になっておりまして、今後国体もありまして、練習場としても活用したり、あるいは合宿に来てもらうにおいても、あれもこれもやれとあれなのですけれども、なかなか言う機会がないのであれなのですけれども、芝生がないと今後高校野球以上のレベルの高いチームが練習には来ないという背景もありますので、あと観客席とかの問題もありますし、他の市町村に比べてもおくれているというか、予算、予算とわかりますけれども、なかなか大変でしょうけれども、今後の課題として残していただきたい。観客席とか芝生を植えることとか、ナイター設備をするということ、やっぱり岩手町にしても八幡平市にしてもみんな設備は整っておりまして、うちの場合は古い、玉山地区の場合は古い時代につくられたので、どうしてもおくれている面はしょうがないとしても、今後課題として残していただきたいと。

それから、これ図面見てちょっとぱっと思ったのですけれども、すごく野球場と陸上競技場がくっついていまして、フェンスの問題は大丈夫なのですか。競技場のほうに、高さ的には。

(高橋スポーツ推進課長) 最初にいただいた野球場の照明の関係とかという整備の話ですが、それについては競技団体との話を閉じるということではなく、今後も当然続けていくということになりますし、今回渋民運動公園の整備案に取り込めない場合としても、それは今後何らかの方法があるのかというのは検討していくことにはなろうと思います。盛岡市としては、今のところ大きな野球場というのは都南中央公園の中につくる整備計画があるということで、そのほかについては新たなものをつくる計画は今のところはないというのが実態でございますが、渋民の野球場につきましては今回こういう形で整備したいということです。

それから、2つ目の、この図面が決して正確ではないので、ぴたっとくっついていっているかどうかあたりも、これは設計の段階で少し精査しながら、影響のないようにということで

は当然やっていかなければならないということになると思っています。

(千葉委員) 済みません、あれこれ。

(沼田市民部次長) 一つ申し添えてよろしゅうございますでしょうか。実は第5回と第6回の協議会いただいた間に、野球場の照明灯の関係で利用団体とかいろんなご意見をいただいた方と私どもの市民部長が、その方とだけではないのですが、3回ほどいろいろなところで意見交換もさせていただいております。その中で優先順位等をどういう形で、どれが一番優先として考えられるのだろうかというようなことまで伺ったのですけれども、そのようなところのご回答もちょっといただけないようなままで、今回は当市民部の整備案でいくしかないというような形でおまとめしているものでございます。ただ、まず27年度までの計画の中で動き、その上で皆様方との協議会やさまざまな利用団体さんからもっと玉山の魅力を付加価値を高めていくためにはやっぱりこれとこれとこういうことが必要なのだというような空気がまた出てきたならば、またその時点でも考えていくというようなことで、ただいま高橋課長がお話ししたところでございます。

(千葉委員) わかりました。それで、ちょっとわからないのですけれども、フェンスの高さ、安全面なのですけれども、外野を1メートル高くすると、その辺はどういうふうになってこの決定なのですか。

(高橋スポーツ推進課長) ある程度ほかのところの状況を参考にしながら決めた、あるいはスポーツ施設をつくっているところのお話を聞きながらまとめたものでございます。ただ、これでいくかどうかにつきましては、もう少し設計の段階で精査して、本当に安全なのか、あるいはこれでいいのかというあたりはもう一度確認しながら設計をしていくということになります。

(千葉委員) 本当に安全を期した野球場をつくっていただきたいと。

(竹田会長) ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

(皆川委員) 今の夜間照明の件なのですが、予算の関係で陸上競技場に新設するというのですが、これから陸上競技場が夜間照明をつけたら、いっぱいいっぱい使われる見込みというのがあるのですか。

(高橋スポーツ推進課長) 陸上競技場なのですけれども、陸上競技にも当然使えます。そのほかにサッカーの競技場にも使えます。それから、ここにポイント新設と書いておりますけれども、例えばソフトボールの2面とか、野球ということも書いてあります。ですから、ソフトボールとか野球というのは本当は照度がうんと必要になりますので、大会とか練習のときには本当は照度が高くなければいけないのですけれども、そういう利用もできる、

練習の中ではできるということで考えております。ですから、利用も今後促進されるのではないかと考えて設置するものです。

(皆川委員)素人としてはわからないのですが、普通の野球の試合とか練習はできるのですか。陸上競技場で、できないの。

(高橋スポーツ推進課長)キャッチボールとか簡単なトスバッティングとか、そういう程度はできます。ただ、競技、野球の試合とかという形になると、そういうふうな設備にはなっていないので、実際はできないと、簡単な練習程度はできるということです。

(皆川委員)そうすると、現在もこれからも野球場では夜間の試合とか練習はできないということですか。

(高橋スポーツ推進課長)現在の計画では野球場に照明をつける予定がございませんので、できないということになります。

(皆川委員)今後の課題ということですね。

(高橋スポーツ推進課長)はい。

(竹田会長)ほかにございませんか。
太田委員。

(太田委員)改修するということなのですが、ぜひ子供たちがたくさん利用できるような、稼働がたくさん見込めるような整備づくりをしていただければなと思いました。なぜかというのは、合併してからなのですが、盛岡市と玉山区、子供たちの競技にもバランス的な差というか、パワーバランスが若干盛岡市の中心部に移動しているなどというのがあります。よくよく見てみるとやっぱりグラウンドもしっかり整備されているとか、近くにスポーツ施設がしっかりしているのがあるので、なるべく均衡的なという言い方も悪いかもしれないのですが、なるべく子供たちがもうちょっとスポーツに励めるような環境をぜひつくっていただければなというふうな感じがあります。もちろんいろんな大人の人も利用するのもわかるのですが、やっぱり子供たちもいろいろスポーツをやりたいということを踏まえて、そういう意味でこの計画をやっていただければなというふうに私からは要望したいと思います。
以上です。

(高橋スポーツ推進課長)ありがとうございます。今回整備する施設とあわせて、全体的にもそこら辺は配慮しながらということで進めたいと思います。ありがとうございます。

(竹田会長)佐々木委員さん。

(佐々木委員) 計画をつくったときに、今の運動場を改修するという目的なのですね。予算5億円、これで新市建設計画に設定をしているものですから、今お話が出たように公式野球場になるように、あるいは運動場、陸上競技場は多目的、陸上だけではなくて、ソフト、サッカーが中心のようなご意見もあつたりしたのですけれども、とても100億とか50億とかかかるトータル決算になったのです。当初計画が現状の壊れた部分を直すという計画で5億しかついていないのです。その中で物を進めなければならないという市民部の皆様方、それで各団体とも3回、4回頃からご理解をお示ししていただいて今の計画に来たということなのです。したがって、27年度中に早く完成してくれと、子供たちが卒業してしまいますよと。今太田さんから話ありましたけれども、早くつくってくださいということで、我慢しながら了解を各団体はしたわけです。

そこでここでお願いしたいのは、国体が2年後にあります。非常におもしろくないのは、メイン会場が北上なのです。盛岡市民はきっと盛り上がりません。それではいけないと、私もバッジをつけて、区長もバッジをつけて頑張っているわけですが、メイン会場は北上、どうしてでしょうか。市営の陸上競技場をインターハイのときにつくっているのです。市営の陸上競技場ですよね。ところが、盛岡にはないのです、市営の野球場も市営の陸上競技場も、みんな県におんぶにだっこなのです。北上は市営でつくって、最初からインターハイをやって国体を担ってきたのです。そういう意味で、これはこれで結構だと思いますけれども、教育委員会から市民部に今度スポーツ振興課が来たわけですから、北上に負けないように市営の野球場あるいは陸上競技場を思い切ってつくってくださいよ。玉山でなくてもいいです、厨川でもいいのです。滝沢が困るのですよ。川又に陸上競技場の話がありましたけれども、これも消えましたね。ああいうようなことではなくて、盛岡中心部だけではなくて、やはり玉山も都南も含めて広いところにどっどつくらないと、全部北上に持っていかれるのです。端につくった陸上競技場でメイン会場ですから、なかなか盛岡市民を盛り上げるには大変ですよ。ですから、そういう意味ではこれはこれで終わった後に、今次長さんからお話ありましたけれども、今後については皆さんの意見を聞いて野球場もナイターできる公式の野球場を検討するというような話がありましたので、これは市会議員3人の皆様方に特にお願いをして、ぜひ中心部から広いところにどんとつくって、北上に負けないような施設整備をお願いをしたいと。これは要望ですから、回答は要りませんので、よろしくお願ひします。

以上です。

(竹田会長) ほかにございませんか。

はい、どうぞ、櫻委員。

(櫻委員) いろいろ施設が整えば競技も盛り上がり多くなりますけれども、駐車場は何か今よりも狭いのですけれども、私何回も申し上げておりますが、駐車場は一つもふやすような予定のお話を聞いておりません。かなり今でも何かあそこを通れば混雑しているように見受けられますけれども、やはり駐車場も連ねて整備するのも必要だと思います。そういうようなことは考えていないのでしょうか。

(高橋スポーツ推進課長) 駐車場については、今の計画にさらにプラスしてどこかにつくるといような予定はございません。ですが、置き方の工夫なんかもできるのかと思いますので、そこら辺ちょっと工夫しながら、新しく隣接したところに駐車場をつくるということは一ちょっと厳しいかと思いますが、工夫しながら少し台数をふやすようなものを考えていければなと思っております。

(櫻委員) だって、重ねておくわけにもいかないでしょうし、ちょっと何かわけのわからないような答弁なのですが。今イオンとかそういうようなところを借りてやっているようですが、結局またそういうようなことになろうかと思えますけれども、将来に向けては後ろのほうに田んぼもあるし、そんな高い値段でなくても広げられると思えますので、その辺検討していただければよろしいかと思えます。

(高橋スポーツ推進課長) すぐにはいと言いかねる部分がございますけれども、駐車場が不足しているということは十分認識しながら考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

(竹田会長) ほかにございませんか。

(「関連で」の声)

(竹田会長) はい、どうぞ。

(廣内委員) 渋民運動場ではないのですけれども、玉山地区の運動場があるわけですが、この前新聞報道にも廃止するというような方向が載ったわけですが、その運動場というのは地域のスポーツ振興にとって大事な場所でございますので、絶対なくさないように、継続して使えるようにお願いしたいなど、このように思います。

また、トイレも何十年もたってきているものですから、その辺も整備して、立派なトイレでなくてもいいのですけれども、使えるようにしていただければなというふうに思います。関連でございますので、よろしく申し上げます。

(千葉委員) 済みません、私ちょっとしつこいのですけれども、先ほどのお金がないから建てないという言葉も解せなくて、安いほうに決めましたという返事は、私は会社経営しているものですから、そういう発想はないのですね。どういうふうを考えているかわかりませんが、一般的に野球場のほうが必要があるのに、需要のないほうにお金を出すのは会社経営だったら、だったら次にお金をたくさんためてから需要のあるほうにお金を投資ししましょうというのが本来の姿だと思いますので、自分の考えではそっちのほうからそっちに建てますよと言われるのは何か解せなくて、役所的な考えなのかかわからないけれども、やっぱり正しいことが通るといものを、正しいことが通るわけではないよと私も子供たちに伝えているのですけれども、何とかくれぐれもナイター設備は野球場のほう

が需要があると思いますので、ご考慮いただきたいと思います。済みません、しつこくて。

(沼田市民部次長) ありがとうございます。決して陸上競技場のほうが利用が低いというわけではなく、平成24年度の陸上競技場のサッカーや陸上や、野球やソフトボールというようなことの利用状況は1万710人と、そのような利用状況等も踏まえ、その中で6回の協議の中で、各競技団体の皆様がさまざまにご検討いただいた中で、決してどっちだからという中だけではなく、総合的に勘案していただいて陸上競技場への照明ということに落ちついたものと思っておりますので、決してお金だけのことではないということを申し上げておきます。ありがとうございます。

(竹田会長) ほかにございせんか。

(「なし」の声)

(竹田会長) なしの声もございせん。それでは、報告第3号 浜民運動公園整備事業についての案件につきましては、これをもって終わりとしてさせていただきます。ご苦労さまでございせん。

(2) 審 議

(竹田会長) 次第に従いまして、次は審議の部に移りたいと思いますが、今回諮問事項がございせん。自主的な審議事項といたしまして3つございせん。席を外している人もございせんので、ちょっとお待ちください。

それでは、次第の自主的な審議事項に入らせていただきます。審議第1号 意見書「IGR下田駅設置事業について」の提出についてを議題といたします。

説明を求めます。

(佐々木企画調整監兼総務課長) ご苦労さまでございせん。事務局の佐々木でございせん。座って説明をさせていただきます。

自主的な審議事項の審議第1号でございせんけれども、意見書「IGR下田駅設置事業について」の提出についてご説明を申し上げます。この審議案件につきましては、前回第53回の地域協議会におきまして取り扱いを皆様にお諮りをしたものでございせん。その中で意見として市長に対して意見書を提出するというところで協議が調ったものでございせんけれども、内容については事務局のほうで前回の意見を踏まえ内容を作成して、7月のこの地域協議会のほうで案を審議していただくという取り扱いになったものでございせんので、事務局からご説明を申し上げます。

お手元の資料をごらんいただきたいと思ひます。この件につきましては、佐々木委員さんのほうからIGR線下田駅の早期着工と駅名についてということで案件として出てきたものでございせんけれども、さまざまな皆様方のご意見等を踏まえまして、件名につきましては「IGR下田駅設置事業について」を案としたものでございせん。地域協議会の意

見といたしまして、その内容を読み上げまして皆様方にご審議をいただきたいと思います。

盛岡市・玉山村新市建設計画「IGR下田駅設置事業」について、早急に具体の整備方針を示すよう求めます。また、整備方針の検討に当たっては、必要に応じて地元住民等と意見交換を行うなど、地域の意向を十分尊重するよう求めます。こういった内容で市長に対して意見書を提出したいというふうに考えているものでございます。なお、この案の内容につきましても、竹田会長及び佐々木委員さんのほうとも協議をさせていただいた内容となっているものでございます。

また、意見書の提出方法につきましても、会長、副会長による直接市長に対しての手交ということを考えているものでございます。

意見書の内容及び提出方法についてご審議のほどよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

(竹田会長) ありがとうございます。説明が終わりました。ここで皆様方からご意見があれば伺いたいと思います。ございませんか。

(「なし」の声)

(竹田会長) 提出方法についてもご異論ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

(竹田会長) ないようでございますので、ただいま説明申し上げました要領でこの案件についてお諮りしたいと思います。

それでは、この内容、それから提出方法によりまして意見書を市長に提出することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(竹田会長) 挙手全員。ありがとうございました。

それでは、この意見書についてはそのような取り扱いとさせていただきます。

続いて、審議第2号といたしまして、これも「意見書「歴史民俗資料館建設事業と石川啄木記念館について」の提出について」を議題といたします。

これまた事務局の説明を求めます。

(佐々木企画調整監兼総務課長) それでは、自主的審議事項の第2号でございますけれども、「歴史民俗資料館建設事業と石川啄木記念館について」の提出についてということでございますけれども、これにつきましても前回の地域協議会の中で委員様方からご意見をいただきまして、意見書として市長に対して提出しようということで内容が決まったものでございまして、その件名及び意見の内容については案を今回の地域協議会に示すということで、先ほど説明したことと同様の取り扱いということでございますので、提案申し上

げるものでございます。内容を読み上げまして、説明にかえたいと思います。

件名につきましては、「新市建設計画の変更について」という件名で佐々木委員さんから当初出されたものでございますけれども、件名を「歴史民俗資料館建設事業と石川啄木記念館について」という案にしたものでございます。地域協議会の意見といたしまして、盛岡市・玉山村新市建設計画「歴史民俗資料館建設事業」について、現在の構想では石川啄木記念館の隣接地に建設する予定であることが第53回盛岡市玉山区地域協議会において示されました。これに関連して、昨年、市の所有となった石川啄木記念館は老朽化が著しいことや手狭で企画展等の実施に支障を来していることなどの影響もあり、年々、入館者数が減少している状況です。つきましては、歴史民俗資料館と石川啄木記念館の合築など同記念館の整備も含めた事業を検討するよう求めます。

以上の内容としたものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(竹田会長) ありがとうございます。これについて皆様方からご意見等あれば承りたいと思います。ございませんか。

(「なし」の声)

(竹田会長) ちょっと私から聞いてもよろしいでしょうか。確認の意味で発言させていただきます。

記念館について老朽化が著しい、手狭だというのは企画展を想定しての話かなと思うのですが、この老朽化の問題についてはどういうデータといいますか、判断でこういう表現になったのか、そのところがちょっと私この文面だけではわからなかったの、伺いたいと思います。

(佐々木企画調整監兼総務課長) 皆様方のご意見の中、あるいは石川啄木記念館の今までの抱えてきている課題等の中で、例えばトイレの改修の問題、あと段差の解消とか、そういったことも含めた改修の課題とか、あるいは企画展示が今は同じ施設内でできないという課題、そういったものをお聞きしておりますし、皆さん方からもそういったご意見が出ているということから、その文言を入れたものでございまして、事務局とすれば他意があつてというのではなくて、皆さんのご意見をこの中に取り入れた案にしたというものでございます。

(竹田会長) 手狭とか企画展に支障といいますか、不便を来しているというのはわかるのですが、老朽化というのはいきなりここに出していったらどうなのかと思って、しっかりしたデータといいますか、根拠があればそれはいいのでしょうかけれども、耐震の問題とか何か支障があればという。つくってから何年になるのですか。

(佐々木企画調整監兼総務課長) 昭和61年のオープンでございますので、築28年になっているものでございますし、耐震等については新基準の耐震後の施工ということでございますので、今の基準は満たしている施設であるというふうには認識はしております。

(竹田会長) 老朽化はいいと思いますけれども、著しいなんていうのはかなりきついなと思って、ちょっと気になったから申し上げました。

(佐々木委員) 老朽化は取ってもいいのではない。

(齋藤委員) これだけだと建物が古いという感じがしますよね。

(佐々木委員) トイレなんかはもう老朽化なのだけれどもさ。

(齋藤委員) 20年たってもまだ老朽とまで言えない。

(佐々木委員) 老朽化取ればいい。根拠がない、会長にそれで理解してもらえば。持つていくのは会長だから。

(竹田会長) 私も他意はないですけども、ただ名前が出ているからね、ちょっと気になって。確かに皆さんがそれでいいといえ、まず……

(駒井委員) ちょっと皆さんの意見を伺いたいのですけれども、こういう形でまず出すとすると、合築という言葉を使っていますよね。そうすると、資料館と記念館を大きな建物1つにするのか、資料館は資料館、記念館は記念館で建てるのか、そこら辺のところとか、例えば今タイムスケジュール的には資料館の必要性がすごく高いわけですよね。もう時間的に早く建ててもらいたいというのがあるけれども、それを一連の事業にして、資料館は資料館でこういうふう整備し、その流れの中に記念館はこういうふうやって過年度やっていくという、たってからやっていくというふうな考え方でいたらいいか、一体でとにかく進めるのだと、そこら辺のところの判断をどうすればいいのか。合築といって、また計画を見直しして資料館がおくられていくような状態になるのも余り好ましくはないなと思うのですけれども、皆さんどう思いますか。

(竹田会長) という駒井委員さんのご意見でございますけれども、この際皆さんで意見を出していったらいかがでしょうか。

はい、佐々木委員さん。

(佐々木委員) 提案者ですからあれですけども、前にも説明申し上げましたが、企画室、企画展の部屋、トイレ、駐車場、運転手、ガイドさんの休憩室みたいなものを併用といいですか、両方で使えるようなもので考えよう。したがって、記念館の増築については提案を申し上げていなかったわけです。資料館をつくったら、記念館も使える企画展をやる部屋、トイレ、駐車場、休憩室、これを間につくって記念館も使えるような形のご提案を申し上げたつもりで上げました。それでよろしいでしょうか。

(竹田会長) 事務局がせっかくまとめてくれた内容になっているわけですが、今の佐々木委員さんは発案者であるわけですので、そうした趣旨とはこれが合致しているかどうか、その辺はやっぱりしっかり確認した上で提出するようにしたらいかがでしょうか。

(佐々木委員) 課長の頭にもそのつもりで書いたのだよな。文章にすればこうなるけれども。

(佐々木企画調整監兼総務課長) 提案内容は事務局で全部直すわけにはいきませんので、提案者のご意見で「合体事業」と出ているのですけれども、その合体事業が今の内容だということで、「共有のスペースで合築できるものについては合築も考慮しながら」という中身にしたつもりでございます。舌足らずな部分があるのであれば、そこはもう少しわかりやすくしたほうがいいのかもかもしれませんけれども、いずれ皆様の意見を事務局ではまとめるものでございますので、事務局の意見というようなことではなくて、皆様方の意見を事務局ではまとめるという役割に徹したいというふうに思っております。

(竹田会長) 駒井委員さん。

(駒井委員) 趣旨は全く私も同じ考えなのです。だから、民俗資料館を今回建設するに当たって啄木記念館のほうも使えるような形のを配慮してもらいたいという気持ちがあるわけですね。それをどううまく表現するか、何となくやっぱり記念館が老朽化したから云々となってくると、記念館ごと一緒に建てかえるのかなというふうに捉えかねないような、受け取られかねないような表現にこれはなっていくのではないかなと。資料館を建てるのだけれども、隣接地の石川啄木記念館もそれを利用できるようなことに配慮するように望むというのが一番表現的にはいいのではないかなと。有機的に使えるような施設であってほしいと、そういうふうなものになればいいなと私は思っています。趣旨は全く同じなのですけれども。

(竹田会長) というご意見をいただいておりますが、ほかにございせんか。

先ほどこの問題を提起していただきました佐々木委員さんのご発言でもおわかりのように、趣旨は資料館建築に当たっては記念館でも利用できるようなそういう配慮をしてほしいという趣旨だということでございますので、であれば駒井さんもかなり踏み込んだ表現をしていただいたわけですが、そうしたものをしんしゃくしながらこの内容に少し手を加えて、今皆様方のご発言いただいている内容に合致した表現にさせていただくことで、どうなのでしょう。ちょっとこれをまとめるために時間を要するでしょうけれども、事務局で今の発言を踏まえて、例えばこういう形でどうですかというのを。

(佐々木企画調整監兼総務課長) では、事務局の提案ですけれども、今の皆様方のご意見を踏まえて、「老朽化」という部分を削除して、「合築」を共有スペースとして利用できるような、有機的に機能するような施設の配置という内容のものに改めまして、できれば次回ということになりますと2カ月後になりますので、会長さん、提案者さんをご相談の上、内容については一任をいただければ、そのような案をご相談を申し上げて決定したいという

ふうに提案申し上げます。

(竹田会長) それでは、今事務局で説明しておりますように今後そういう形でなるべく早い段階で提案できるように取りまとめることで皆様のご了解をいただければこれについてはそういうことで処理するということでご異議ございませんか。

(「異議なし」 の声)

(竹田会長) では、そのようにさせていただきたいと思います。

それで、この審議第2号「意見書「歴史民俗資料館建設事業と石川啄木記念館について」の提出について」はそのように進めさせていただきます。

続いて、審議第3号「委員提案事項について」を議題といたします。なお、案件は「新市建設計画における未着手事業の方向性について」でございます。

提案者の説明を求めます。

(佐々木委員) それでは、提案をさせていただきます。

資料はお配りになっておられると思いますが、新市建設計画における未着手事業の方向性、これについては毎回お話し申し上げてありますので、ご理解のとおりであります。下田駅の早期着工等々ご提案を申し上げているのですが、何回もお聞きするように担当部課長、ここに来て説明をする中身はなかなかできそうにない話、さらに本日の区画整理事業の中止などが説明をされております。若干きょうの説明の前に提案をすればよかったと思いますが、あと12事業残っているのですね、玉山区の新市建設計画。

当初お約束をした委員の方々もおいでになるわけではありますが、10年近くなって時代が大分変わっておるといようなことで、行政当局とすれば延期をしたり、廃止をしたりというようなことは頭にあるのだと思います。したがって、出た段階でいろんなデータをつけたり、理由をつけてお断りいただいているわけです。であれば、あと1年ちょっとですから、何とか当初計画したうちの未着手12事業について、実はきょうのように見直しをしたいと、地域住民に説明をしたいと、そういうような取り組みをしてほしい。できればこれをやめて別なことは何かないでしょうかという市側からの提案があって、地域住民が、であればこっちの道路にしてくれとか、あるいは橋をかけてくれとか、野球場をつくってくれとか、いろんな部分で新市建設計画の見直しができる。

太田にスケートリンクができるそうです。つなぎにサッカー場ができるそうです。太田のテニスコートに屋根がかかるそうです。これは新市建設計画の追加事業であります。20億です。生出に6億の追加をやったので我慢してくれというのが本音だと思いますけれども、27億の追加をやっております。それで12事業が未着手。であれば、この際早目にこれはもういいのではないのと言っていただいて、運動場の整備なり、先ほど来出ております記念館の整備なり、そういう方向に変えるようなことを地域協議会で検討したらどうでしょうかというようなことを実は求めたいわけであります。

この事業の代替あるいは統合その他いろいろあろうかと思いますが、行政サイドでは専門家を交えた方々がたくさんいます。したがって、未着手の部分についての分析は

もう進んでいるような気もしますし、約束事項だからなかなか言いにくいのではないかなと。であれば地域協議会からそういう提案を申し上げて具体的な方向性をお示しをいただいて、それに対して向こうから代替は持ってきにくいと思いますので、代替を要求するか、まさに新規事業を要求するかという方向で持っていくほうが、あと1年ちょっとの中でもう最小限の時期に来ているのではないかなと。

ただ、合併特例債が10年延びるというのもほぼ確実であります。であれば10年間投げられておるよりは、見直しを話し合っって新しい事業を追加していくなり変えるなりという方向のほうが我々玉山区とすれば効果的ではないのかなと。実は旧盛岡では残っているのがたった1つなのです、未着手が。全部進んでいるのですね。玉山の場合は、数が多かったせいもあって12残っているというのは、今の時代に合わなくなってきているということが予算要求の際に理屈がつかない中身になっているのではないかなと勝手に思っているわけです。したがって、この未着手についてぜひ行政サイドで分析をしていただいて、そしてお示しをいただいて、廃止するか、統合するか、新しい事業に変えるかというようなことを検討してはどうかと。

だから、会長さんとか当初の委員の皆様方からすれば、約束したものは、そのために合併したのだから全部やってくれという意見もあるかと思いますが、それならそれでもよろしいと思いますけれども、下田駅の当局の説明を聞くと、ほぼできない、できる状況ではないという説明もありました。ああいうものがきつと多いのではないかと。きょうの3つもそうですね。できないという話でしたから、これであと9、きょう3つだめになりましたから9つについてもきょうのような発想で早くお示しを願いたいと、こういう内容です。おわかりいただけましたでしょうか、よろしいですか。よろしく検討をお願いします。

(竹田会長) ありがとうございます。説明が終わりました。皆さんからご意見を頂戴いたしたいと思います。ありませんか。

湊委員。

(湊委員) 新任委員で、こういうことを今までほかの委員さんたちが8年間かけて検討してこられたことなわけですが、私はまだなりたてで勝手なことを言っていると思うかもしれませんが、1、2についてはその方向性を示していただくのはいいことというか、そのとおりだと思いますが、ここの3番に代替、新規等に分類して早期に……組みかえ、統合とあるわけですが、今後できないというのはそのとおりだと思いますが、報告してもらって、ただ新たに何かをやるとなった場合に、私たちは住民の負託を受けているわけでもないし、佐々木委員さんなんかは自治会のほうにもかかわっておられるので、住民の意見を反映した形でお話ができると思いますが、私は後ろ盾がないものですから、余りそういった住民の広い意見を拾い上げてということはちょっとできかねるかなと思います。

それで、この前新市計画書が渡されておりましてけれども、あとは議員さんたちが審議、玉山からは3人しか議員さんがいらっしやらないわけですが、その中でもやはり住民の意見を広く拾い上げる自治会とか、そういったところからで新規事業は決めていったほうがよいのではないかなと思います。

(竹田会長) ありがとうございます。

(佐々木委員) 今の話は、読んでいただければ理解してもらえと思いますが、代替、新規等に分類をして、早期に受益者に説明を行い了解を得てくださいと、地域協議会で了解するものではありません。それぞれの受益者、事業の受益者に説明をして、きょうの土地区画整理と同じように、ここでは決められませんので、結果的には地域住民に説明をすると言っていましたけれども、そういうふうにやってくれというものですから、我々がここで何かという話ではなく、それぞれの人に説明をしてくださいという内容ですので、誤解のないように。

(竹田会長) ほかに。
はい、太田委員。

(太田委員) 私は、佐々木さんの提案はいいと思います。やっぱり滞っている事業というのはありますし、年数はどんどんたっていくわけで、今必要なはいかにほかのことでやるべきことというか、迅速かつスピーディーにやれるようなことをやっていくほうが逆に効率的にはいいのかなと。結局やれる、やれないとすったもんだやっているよりは、時間がたってしまうので、そのほかにやれるようなことに着手したりとか、そういうのを考えて協議していったほうが私はいいなというふうに考えます。
以上です。

(竹田会長) ほかにございますか。
皆川委員。

(皆川委員) 佐々木さんの提案1, 2, 3の説明を聞くと、何か地域協議会のあと残された1年半が具体的に何を目標せばいいのかというのがわかってくるような気がするのです。それで、このままでいいような気がします。

(竹田会長) ほかにございますか。では、私ちょっと発言してよろしいですか。基本的には、未着手の12事業、これについてはどうして未着手になっているのか、その辺をまず担当している、所管しているところからしっかり聞く必要があると思います、第一義的に。これはやっぱりこの事業の関係者といいますか、受益者になるでしょうか、そうしたところとの円滑な事業推進のネックになっているのがあるのか、いろいろ聞けばそれなりの理由が出てくるだろうというふうに思います。その上で、これは別な事業に変えたほうがいいのか、あるいは物によってはその事業をやめるといいですか、そういった選択もあるいは出てくるかもしれません。いずれ時間との関係もあろうかと思いますが、なぜ着手していないのか、あるいはおくらしているのか、これをやっぱりしっかり押さえるといいですか、踏まえた上で、では次どうするかというふうな段階に進んでいくのが一番いいのかなと思います。ただ、それには非常に10年の最終の区切りが迫っている中でのやりとりになるので、

結構時間的にはきつい面があろうかと思いますが、でもそれをやらないと次の展開はなかなかうまくいかないのだろうというふうに感じますが、そういう意味では関係部署から情報を提供してもらうというのがまず最初に我々の取り組むステップなのかなという考え方をしておりますが、その辺はどうなのでしょう。

(佐々木委員) 今会長おっしゃるとおりの発想であります。したがって、できればさっきの2つの意見書とあわせて今回会長、副会長に市長に説明申し上げて、まず第1段階、どうして未着工なのか、各関係部局からの説明を求めますと。きちっとしたデータが出ていると思うのです。その中でどう方向性を示してくるのか、ちょっと待ってくれと言うかもしれません。そして、1年半の中で方向づけができれば、我々の役割は終わるだろうというふうに感じた提案であります。大した提案ではございませんので、行政サイドとすれば朝飯前の話ではないかなと思っております。事務長、そうですね、朝飯前ですよね。そんなことで、今会長おっしゃるようなことでよろしいのではないかと思います。

(竹田会長) このことにつきましては、担当部署の部長なり担当課長なりを呼んで聞かなくても、ある程度総合事務所のほうでもそれ相当の情報は持っているかもしれませんので、そういう点ではこういう場でお聞きしても構わないと思いますけれども、ただ所管のところの了解といいますか、そうしたあれをとらないで発言するのとも思って遠慮しているのではないかなと思ってますけれども、さっき申し上げましたようにいずれ担当部署の説明を求めることで、第1段階はそういう進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」 の声)

(竹田会長) では、そのようにさせていただきたいというふうに思います。

(佐々木委員) わかりました。ひとつよろしくお願いします。時期については、先ほどの2点と同じように一緒にご持参をいただければ幸いです。それぞれの部長ではなくて、やっぱり市長に出しておいたほうがよろしいのではないかというふうに感じております。以上です。

(竹田会長) では、審議事項はこの3件でございますので、これで本日の議事としての案件は全部終了しました。

なお、皆さんにご案内申し上げます案内通知書にもございますように、この地域協議会終了後に玉山区地域自治会制度検討会を開催いたしますので、関係の委員さんにつきましては大変お疲れのところではございますが、この会議終了後、そちらのほうにご出席をお願いいたしたいと思っております。

6 その他

(竹田会長) その他で事務局から何かあるようでございますので、ちょっとお待ちいただきました

と思います。

(大澤参事兼産業振興課長) 産業振興課，大澤でございます。その他ということでご報告申し上げたいというふうにお時間をいただきたいというふうに思います。

4月27日に発災いたしました玉山区渋民地内における林野火災の対応状況につきましては、5月28日の前回の当地域協議会におきまして総務部からご報告したところでございますが、その後の状況と今後の対応につきましては、大変失礼でございますが、口頭でご報告させていただきます。

火災の概要でございますが、焼損区域面積が約78.35ヘクタールでございました。被害額が約1億5,000万円ということで算定されてございます。これにつきましては、ある一定の算定ということで、いろいろこれについてはやり方があるのだと思います。あとは被害者につきましては、市を含めて47名となっております。

火災への対応でございますが、県，市，森林組合等で構成する盛岡市玉山区林野火災復旧対策連絡協議会によりまして、これまで現地の火災被害の詳細調査，所有者説明会を実施し、現在復旧計画の策定に取り組んでいる最中でございます。復旧計画では、計画期間を平成26年度から27年度とし、所有者説明会や個別相談等による意向調査によりまして、スギ，カラマツ，アカマツの被害木の整理，そして最終目的であります植栽及び森林作業道の開設を実施することとしております。しかし、中には諸事情により造林を見合わせ、自然復旧等を期待している森林のほか、所有者の意向が定まっていない森林もございまして、現在できるだけ森林所有者の負担を少なくするためにも、新たな事業を検討，調整し、9月市議会に補正予算として提案できるように進めているところでございます。復旧計画の策定につきましては、7月末といたしていたところでございますけれども、そういう状況から、有利な事業での取り組みを検討しているところでありまして、復旧の意向が定まっていない所有者につきましても、できるだけ復旧対象森林に誘導できるようにということ、復旧対象森林面積の調整により少し計画策定がおくれることとなります。いずれこのことから、引き続き復旧支援策を提示するなどして早期の森林復旧に努めてまいりたいと存じてございます。

以上でございます。

(竹田会長) ありがとうございます。皆さん方から何かご質問あるいはご意見ございましたら承りたいと思います。

はい、竹田委員。

(竹田委員) 森林火災のことなのですが、随分火災が多いと思います。皆さんもそう感じていると思いますが、何とか住民に気をつけるようにということを重ねて注意していただきたいというか、随分多いと思います、あちこちで。1カ月に1回の割合で何か火災が発生しているようなので、ぜひそのあたり住民によく忠告というか、注意していただきたいと思っております。

以上です。

(小原事務長) 大変ありがとうございます。おっしゃるとおりで、防災行政無線でいろいろ流れたりもしますし、暑い天気が続いておりますので、そこら辺につきましては消防のほうにもお話を申し上げますし、我々としても防災行政無線等を活用しながら注意喚起に努めてまいりたいというふうに思います。ありがとうございました。

(竹田会長) ほかにございませんか。

はい、佐々木委員。

(佐々木委員) 今山林火災の説明がありましたけれども、原因が何かわかったのでしょうか、それをお聞きしたい。どうもうわさでは、たき火をしておったと。ふだんそこに住んでいる方ではない、以外のごみを持ってきて燃やしておるとか、さまざまな理由があります。いろんな火災の中でも、ごみ焼きをしてうちを焼いた方も結構あるように聞きます。したがって、ごみ減量対策の会議等々でも、ごみ減量の話だけではなくて、うちの付近、山林の付近でのごみ焼きをやめるような徹底指導をお願いしたいと。玉山区の場合には、枝だとか草だとか、これは燃やしてもいいのです。旧市内は燃やしてはいけないのです。枯れ葉や枝を燃やすときにごみを一緒に燃やすというのがどうもあるやに聞いております。神戸だとか向こうのほうは、それ刑事罰で補償までさせられるような罰になるのですけれども、玉山区の場合には燃やしてもいいのですね、消防に届け出るというのが前提になるようではありますが、これについてはごみサイドも含めて指導を徹底していただきたいと。これについては、玉山区から提案をしないと旧市サイドではこれは燃やしてはいけないわけでありまして、やっていないとは思いますが、枯れ草、庭木を燃やしてもいいところでは一緒にごみを燃やすという例があるやに聞いております。

それから、先般洋野でもありましたが、大火災の前段で終わったようではありますが、どうもあれも窓からのたばこのポイ捨てのような感じをしています。ポイ捨て条例の提案もしたことがありましたが、盛岡市ではモラルの徹底を図りたいということで、3年前からその回答であります。ところが、今竹田さんおっしゃるように、どんどん、どんどん火災がふえている状況でありますので、地域住民が最も注意をしなければいけないわけですが、いろんなサイドで行政指導の徹底をお願いしたいものだなと思っておりますので、関連でお願いをしておきます。

以上です。

(竹田会長) ほかにございませんか。

(「なし」 の声)

(竹田会長) なければ、この辺で玉山区林野火災の関係につきましても終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」 の声)

(竹田会長) それでは、この案件につきましても終わりとさせていただきます。

(「済みません、会長」の声)

(竹田会長) はい、どうぞ。

(佐々木企画調整監兼総務課長) それでは、最後事務局からでございますけれども、事務連絡とお知らせが1つございます。

皆さんのお手元に資料としてお配りしましたけれども、市営夏間木第3団地3号棟の火災復旧工事についてということで資料を皆様方のお手元にお届けしております。建築住宅課のほうから皆様に情報提供ということで依頼があったものでございます。

内容といたしますと、市営夏間木第3団地、好摩駅の南側の線路沿いにある2階建ての住宅でございますが、その3号棟が平成23年12月に火災に遭ったわけでございますけれども、火災保険の関係等々で復旧工事がおくれておったわけでございますけれども、ことしの7月24日に契約をして、工期を翌日の7月25日から11月までの間で復旧工事を行うという内容でございます。記載のとおり契約の概要でございますが、いずれ焼失をしました建物と同じものを復旧させるという内容でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

それから、次に移りたいと思っております。7月17日、18日に実施をいたしました視察研修のそれぞれの皆様方の視察報告書の提出期限を8月29日の金曜日と定めさせていただいております。次回の地域協議会に皆様方からいただいた報告書をまとめまして、報告をする予定となっておりますので、提出期限についてはよろしくお願い申し上げたいと思っております。

それから、最後になります。次回の開催でございますけれども、隔月ということで9月の予定ではございますが、市議会との関係がありまして、あるいは10月の初旬になる可能性がございます。市議会の日程等が決まりまして、それに合わせて調整をすることになりますけれども、10月の第1週にずれ込む可能性が今のところ考えられるところでございますので、議会のほうの日程が決まりましたならば会長と相談の上、日程を定めて皆様にご通知を申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

7 閉 会

(小原事務長) 事務局から連絡申し上げました。それでは、長時間にわたりまして大変ご苦勞さまでございました。

以上をもちまして本日の玉山区地域協議会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(16時12分)

会議録作成者

盛岡市役所玉山総合事務所 総務課

地域政策グループ

担当者 加藤

TEL683-2116 (内線 218)

FAX683-1130

E-mail tm.soumu@city.morioka.iwate.jp